

(別添) 退職金共済規程の改定例

新	現 行
〇〇〇〇商工会議所特定 退職金共済規程（抜粋） 第 2 条（定義） 1～12 （省略） 13 <u>この規程で「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいう。</u> 第 20 条（契約の解除） 商工会議所または共済契約者は、本条第 2 項、第 3 項または第 4 項に定める場合を除いては、共済契約を解除することができない。 2 商工会議所は、<u>つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除するものとする。</u> ただし、商工会議所が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。 (1) <u>共済契約者が第 7 条および第 16 条に定める掛金の払込を怠ったとき。</u> (2) <u>共済契約者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。</u> 3 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。 (1) 被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。 (2) 被共済者が、第 3 条第 2 項第 3 号および第 4 号に該当する者となったとき。 (3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職給付金、遺族給付金、年	〇〇〇〇商工会議所特定 退職金共済規程（抜粋） 第 2 条（定義） 1～12 （省略） (追加) 第 20 条（契約の解除） 商工会議所または共済契約者は、本条第 2 項、第 3 項または第 4 項に定める場合を除いては、共済契約を解除することができない。 2 商工会議所は、<u>共済契約者が第 7 条および第 16 条に定める掛金の払込を怠ったときは、共済契約を解除するものとする。</u> ただし、商工会議所が認める正当な理由がある場合はこの限りでない。 (追加) 3 商工会議所は、つぎの各号に掲げる場合は、当該被共済者について共済契約を解除するものとする。 (1) 被共済者が、他の特定退職金共済団体の被共済者となったとき。 (2) 被共済者が、第 3 条第 2 項第 3 号および第 4 号に該当する者となったとき。 (3) 被共済者が、偽りその他不正の行為によって退職給付金、遺族給付金、年

新	現 行
金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき。 <u>(4) 被共済者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるとき。</u> 4 共済契約者は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除することができる。 (1) 被共済者の同意を得たとき。 (2) 掛金の払込を継続することが著しく困難であると商工会議所が認めたとき。 (3) 商工会議所が他の特定退職金共済団体との間に所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるとき。 5 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。 6 第2項の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。	金または解約手当金の支給を受け、または受けようとしたとき。 (追加) 4 共済契約者は、つぎの各号に掲げる場合は、共済契約を解除することができる。 (1) 被共済者の同意を得たとき。 (2) 掛金の払込を継続することが著しく困難であると商工会議所が認めたとき。 (3) 商工会議所が他の特定退職金共済団体との間に所得税法施行令第73条第1項第7号ハ(3)に規定する契約を締結している場合において、この共済契約の共済契約者であった者が、この共済契約解除後、直ちに当該他の特定退職金共済団体の共済契約の共済契約者になるとき。 5 共済契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生ずる。 6 第2項の正当な理由および第4項第2号の認定については、退職金共済審査会の議を経るものとする。
附 則 <u>第8条（改訂の実施時期）</u> <u>第2条（定義）および第20条（契約の解除）の変更規定は、平成〇年〇月〇日から実施する。</u>	附 則 (新規)